

# 第12回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

## 事業報告

- 新株予約権等に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## 連結計算書類

- 連結持分変動計算書
- 連結注記表

## 計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

## 監査報告

- 連結計算書類に係る監査報告
- 計算書類に係る監査報告
- 監査等委員会の監査報告

# S B I アルヒ株式会社

法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、上記の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しており、インターネット上の当社Webサイト（<https://www.sbiaruhi-group.jp/ir/stockinfo/shareholders>）及び株主総会資料掲載Webサイト（<https://d.sokai.jp/7198/teiji/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

## 事業報告

### 1. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社ならびに当社子会社の役員及び従業員が保有しているストックオプションとしての新株予約権の状況

	新株予約権の 割当日	新株予約権の 個数	目的となる株式 の種類及び数 (注1)	発行価額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (注2)	行使期間
第5回 新株予約権 (注3)	2017/6/29	326個	普通株式 32,600株	1,500円	750円	2020年3月31日 ～2027年3月31日
第6回 新株予約権 (注3)	2017/6/29	574個	普通株式 57,400株	無償	750円	2020年3月31日 ～2027年3月31日
第8回 新株予約権 (注3)	2018/8/31	170個	普通株式 17,000株	10,000円	2,274円	2020年7月1日 ～2028年3月31日
第9回 新株予約権 (注3)	2018/8/31	459個	普通株式 45,900株	無償	2,274円	2020年8月11日 ～2028年3月31日
第10回 新株予約権 (注3)	2019/8/30	420個	普通株式 42,000株	無償	1,984円	2021年8月9日 ～2029年3月31日
第11回 新株予約権 (注3)	2020/9/30	400個	普通株式 40,000株	無償	1,679円	2022年8月28日 ～2030年3月31日
第12回 新株予約権 (注3)	2025/9/16	6,331個	普通株式 633,100株	1,200円	843円	2026年10月1日 ～2035年9月16日
第13回 新株予約権 (注3)	2025/9/16	6,222個	普通株式 622,200株	無償	843円	2027年9月11日 ～2035年9月10日

(注) 1. 2017年10月13日付けで行われた1：100の株式分割によって、割当株式数が調整されたため、発行時点での割当株式数から変更が生じているものです（第5回新株予約権及び第6回新株予約権についての注記）。

2. 2017年10月13日付けで行われた1：100の株式分割によって、行使価額が調整されたため、発行時点での行使価額から変更が生じているものです（第5回新株予約権及び第6回新株予約権についての注記）。

3. 新株予約権の行使条件は概ね以下のとおりとなります。

#### I. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は上記（1）に記載のとおりであり、また、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編

行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

## II. 行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

## III. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社又は当社関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

なお、第12回新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても当社又は当社関係会社の役員又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員を任期中に解任された場合又は懲戒解雇された場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

①1株当たりの金額が行使価額を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

②1株当たりの金額が行使価額を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

③新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が行使価額を下回ったとき。

④新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

(3) 第12回新株予約権及び第13回新株予約権の新株予約権者は、2026年3月期から2030年3月期のいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書記載の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された税引前利益が、7,745百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における税引前利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、会計基準や決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

## IV. 新株予約権の譲渡制限等

①新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

②新株予約権の質入等の処分は認めない。

## V. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、

又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）1に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝組織再編行為前出資金額×1/割当比率

④新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は、上記に定めるところと同様とする。

⑥新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

- ・当社は、新株予約権者が当社又は当社関係会社において、(i)会社都合による退職をした場合、(ii)定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、(iii)当社又は当社関係会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、(iv)新株予約権者の当社又は当社関係会社における役職が割当日現在より下位となった場合、(v)新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は(vi)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

- ・当社は、新株予約権者が当社又は当社関係会社において、(i)懲戒解雇された場合、(ii)取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社又は当社関係会社の使用人でなくなった場合又は(iii)自己都合により当社又は当社関係会社の取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

- ・上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

⑧新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

⑨その他の条件については、再編対象会社の条件に基づいて決定する。

(2) 上記のうち当社取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

回次	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	
	個数	保有者数
第12回新株予約権	2,860個	3名

(注) 当社は、監査等委員である取締役及び社外取締役に上記新株予約権を付与していません。

(3) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に交付した新株予約権は、上記（1）に記載の第12回新株予約権及び第13回新株予約権になります。

付与対象者及び交付個数については、下記の通りです。

	第12回新株予約権		第13回新株予約権	
	対象者数	交付個数	対象者数	交付個数
当社使用人	13名	2,561個	98名	4,936個
子会社の役員及び使用人	2名	910個	12名	1,391個

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## 2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 内部統制システムの基本方針

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

なお、当社は2025年6月24日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、同日付けの取締役会において、「内部統制に関する基本方針」を改定しており、以下の記載については移行後の内容を記載しています。

- 1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、当社グループとしてコンプライアンスファーストをスローガンに掲げ、法令遵守及び倫理的行動が、ミッションの実現の前提であることを、当社グループの全役職員に周知・徹底する。
  - b. 当社は、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンス遵守の実効性の評価や活動計画の決定及び点検を行う。また、コンプライアンス所管部署を定め当社グループのコンプライアンス上の課題・問題の把握に努める。
  - c. 当社は、内部監査基本規程を定め内部監査部を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築及び実施状況について監査を行う。内部監査部は、内部監査の結果について、監査等委員会の求めに応じて報告するとともに原則として四半期に一度、取締役会に報告するほか、代表取締役とも適宜連携する。
  - d. 当社は、当社グループにおける法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に、報告することを可能とするために、内部通報制度を構築する。
- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 当社は、文書保存管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下、「文書等」という。）に記載又は記録して保存し、管理する。
  - b. 文書等は、取締役が常時閲覧できるものとする。
- 3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社は、当社の業務執行及びミッションの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、リスク管理基本方針を定めリスク管理担当役員を委員長とするERM委員会が当社グループのリスク管理体制の実効性の評価や活動計画の決定及び点検を行う。また、リスク管理所管部署を定め個別リスク管理所管部署と連携し対象リスクのモニタリングによりリスクの把握・評価及び必要な対策を行い、当社グループ全体の統合的なリスク管理を行う。
  - b. 当社は、危機リスクが顕在化した場合には、危機管理規程に従い、コーポレート本部長を責任者とする対策本部を設置し、当該リスクに対処する。FC（フランチャイズ）店舗を通じた当社の業務執行に係るリスクについても、日々の適切な店舗指導・管理等を通じて当該リスクを排除又は軽減し、もって経営の安定化に努めるものとする。
- 4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 当社は、取締役会において経営方針・経営戦略やグループの重大リスクなどの重要な経営課題を重点的に審議するために、取締役会で決議すべき重要事項を「取締役会規程」に定めるとともに、業務執行の決定権限を業務執行取締役へ委任し、同内容を経営会議の議題とすることにより、意思決定の迅速化を図るものとする。
  - b. 当社は、取締役会の決議により、業務執行取締役の管掌業務を定め、業務執行取締役間の職務分

担を明確にし、責任の所在を明確にするとともに、円滑な業務執行を促進するものとする。

c. 当社は、取締役会の適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。

d. 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会や経営会議等による意思決定に基づく適切且つ迅速な業務執行体制を確保する。

5) 当社グループ子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、関係会社管理規程を定め、グループ子会社に当該規程を遵守させることによって、グループ子会社の業務の適正を確保する。

b. 当社は、グループ子会社にグループ子会社を統括するための規程類を遵守させ、グループ子会社に必要な規程類を整備させるとともに、グループ子会社が必要とする内部統制の水準に適合した内部統制の整備と運用が行われるよう努めさせる。

c. 当社は、グループ子会社に、原則として、内部監査部門を設置させる。また、当社の内部監査部は、当社のグループ子会社に対する統括業務の妥当性を監査するとともに、グループ子会社の内部監査の実施状況を監督すること及び必要に応じて自らグループ子会社を監督すること等により、当社及びグループ子会社全体の業務の妥当性・適正性について検証する。

d. 当社グループ子会社の取締役等及び使用人がグループ子会社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、外部弁護士に直接通報を行うための体制を整備するものとする。

6) 当社グループ子会社の取締役等及び使用人の職務執行の報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ子会社管理所管部署を設置し、同部署は、グループ子会社と定期的に業績報告会を開催するとともに、グループ子会社の事業計画推進状況その他経営の重要事項について、報告を受ける。

7) 当社が支配株主を有する場合における少数株主の利益保護のための体制

a. 支配株主又はその子会社との間の重要な取引について、独立社外取締役を含む支配株主からの独立性を有する者3名以上にて構成される特別委員会において、少数株主の利益保護の観点から審議・検討を行い、その結果を取締役に答申する。

b. 取締役会は、前項の答申の内容を踏まえ、利益相反及び取引の公正性に係る審議を行った上で取引の可否を決定する。

8) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令系統から独立した使用人によって構成される監査等委員会事務局を設置する。監査等委員会事務局の構成員は、内部監査部員から監査等委員会が指名するものとし、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価等については、監査等委員会との事前協議を要する。

b. 当社の監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた前項の使用人は、その職務の遂行に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けない。

9) 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

a. 当社グループの取締役及び使用人は、下記に掲げる事項を知ったときは、当社の監査等委員会に

適時且つ的確に報告する。

- i. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ii. 経営に関する重要な事項
- iii. 内部監査に関連する重要な事項
- iv. 重大な法令・定款違反
- v. その他取締役が重要と判断する事項

- b. 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会より前項各号の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならない。
- c. 当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査等委員会に対して報告するための体制を整備する。
- d. 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した内部通報制度の通報状況及びその内容、その他事項について報告、情報提供を行う。

10) 前号の報告をしたものが当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、前条の報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁止するとともに、不利な取扱いを受けるようなことがないよう規程を整備し、全役職員に周知徹底する。

11) 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとし、当該費用が適時適切に処理されるよう経理体制を整備する。

12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 当社の代表取締役をして監査等委員会と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査等委員会、内部監査部及び会計監査人との情報共有を図る。
- b. 当社は、監査等委員会から前項の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社グループは、上記決議内容に基づく内部統制システムの基本方針に基づき、その整備と適切な運用に努めています。当期において実施した運用状況のうち主なものは以下のとおりです。

1) コンプライアンスに関する取組み

- a. コンプライアンス委員会で決議したコンプライアンスプログラムに基づき、当社グループの役職員及びFC店舗役職員に対しコンプライアンスに関する教育を重層的に行いコンプライアンスの浸透を図りました。
- b. コンプライアンス所管部署は、当社グループ及びFC店舗から収集したコンプライアンス関連事案に対応するとともに、その分析や対応策をコンプライアンス委員会で審議・検討しました。
- c. 内部監査部は、年度内部監査計画に基づき当社各部署の部署別監査、店舗監査、テーマ別監査、子会社監査等を実施し、その結果を定期的に監査等委員会及び取締役会に報告しました。
- d. 直営店舗及びFC店舗にはコンプライアンス推進責任者（管轄する直営店舗及びFC店舗のコンプライアンスに関する管理・指導責任者）を設置し、店舗に対するきめ細かいコミュニケーションによるコンプライアンス活動を実践しています。

2) リスクマネジメントに関する取組み

- a. リスク管理は「リスク管理基本方針」に則り、リスクを分類・定義したうえで、報告すべきリスクを明確にし、リスクカテゴリーごとにリスクモニタリングを定期的に行い、重要度に応じてERM委員会で報告する体制を構築しています。
- b. 新商品等の導入に伴う新規リスクマネジメント及びリリース後の定期的なリスクモニタリングについて、リスク管理所管部署を中心とした評価プロセスを構築しています。

3) 子会社管理に関する取組み

- a. 内部統制の一環として各種規程の制定・改定や必要に応じて株主総会及び取締役会の運営補助等を行うことにより、当社グループ子会社が効率的かつ法令を遵守した業務を行い、事業の推進・拡大を図る体制を強化しています。
- b. 当社のグループ子会社管理所管部署が業績モニタリングや課題解決の助言等を行う定例会を運営しています。

# 連結計算書類

## 連結持分変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	資本金	資 利 余 本 金	自己株式	利 余 益 金	合 計		
2025年4月1日残高	3,471	17,613	△579	21,497	42,003	148	42,151
当期利益	－	－	－	1,802	1,802	△22	1,779
当期包括利益合計	－	－	－	1,802	1,802	△22	1,779
自己株式の処分	－	△45	70	－	25	－	25
配当金	－	－	－	△1,775	△1,775	－	△1,775
新株予約権	－	26	－	－	26	－	26
譲渡制限付株式報酬	－	△58	89	－	30	－	30
所有者との取引額合計	－	△78	160	△1,775	△1,693	－	△1,693
2026年3月31日残高	3,471	17,535	△418	21,524	42,112	125	42,237

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社  
SBIエーステートファイナンス株式会社、SBIスマイル株式会社、SBI  
主要な連結子会社の名称 ギャランティ株式会社、SBI信用保証株式会社、株式会社優良住宅ローン、SBIノースアセット株式会社

当連結会計年度において、連結子会社であったアルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社は、SBIアルヒ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、株式会社優良住宅ローン、SBIノースアセット株式会社を株式譲受けにより子会社化したため、連結の範囲に含めております。

#### 3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 金融資産の評価基準及び評価方法

###### (a) 認識

金融資産は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産は当初認識時において公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」という。）を除き、金融資産の取得に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算しております。FVTPLの金融資産の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

###### (b) 分類及び測定

金融資産は、管理している事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローの特性により、i) 償却原価で測定される金融資産、ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下「FVTOCIの金融資産」という。）、iii) FVTPLの金融資産に分類しております。

###### i) 償却原価で測定される金融資産

その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみで構成され、かつ当社グループが契約上のキャッシュ・フローを回収する目的のみで保有する負債性金融資産については、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当初認識後、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

###### ii) FVTOCIの金融資産

その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみで構成され、かつ当社グループが契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有する負債性金融資産については、FVTOCIの金融資産に分類しております。当連結会計年度において該当ありません。

###### iii) FVTPLの金融資産

償却原価で測定される金融資産及びFVTOCIの金融資産に分類されない全ての金融資産はFVTPLの金融資産に分類しております。当初認識後、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。当初認識時の取引費用は発生時に純損益として認識しております。また、金融資産からの利息及び配当金については、純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に全て移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識いたします。

(d) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しております。当社グループは、各報告日において、信用リスクの変化を勘案し、変化した場合には金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。ただし、売上債権等については常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。当該測定に係る金額は損益で認識し、減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を損益として戻し入れております。なお、連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

(2) リース（借手）

当社グループは、契約の開始時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

当社グループは、リースの開始日に、使用权資産とリース負債を認識しております。使用权資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定しております。

当初認識後、使用权資産は、開始日から使用权資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却しております。

リース負債は、実効金利法による償却原価で測定しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合は、当社グループの追加借入利率を用いており、一般的に、当社グループは追加借入利率を割引率として使用しております。

当社グループは、連結財政状態計算書において、投資不動産の定義を満たさない使用权資産を「有形固定資産」及び「無形資産」に含めて表示しております。

なお、当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(3) 有形固定資産

(a) 認識及び測定

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接付随する費用及び資産除去債務の当初見積額が含まれます。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

(b) 減価償却費

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を

差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

有形固定資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	減価償却方法
建物	4～50年	定額法
建物附属設備	3～15年	定額法
工具器具及び備品	3～20年	定額法
使用権資産	2～10年	定額法

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

#### (4) のれん及び無形資産

##### (a) 認識及び測定

企業結合により生じたのれんは連結財政状態計算書上、のれんに計上しております。当社グループは、移転された対価と取得日時点で測定した被取得企業の非支配持分の金額の合計から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額としてののれんを測定しております。

無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。また、耐用年数を確定できないものについては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

##### (b) その他の無形資産（個別に取得した無形資産）

当社グループが取得したその他の無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得価額から償却累計額を控除して測定しております。

##### (c) 償却

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

無形資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	償却方法
ソフトウェア	5年	定額法
使用権資産（注1）	5年	定額法
サービシング業務受託権	48年	（注2）
回収サービス資産	28年	（注2）

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

（注）1. 使用権資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの一部について、セール・アンド・リースバック取引により、使用権資産に振替計上し、これについては、従来からの償却方法を継続適用しております。

2. サービシング業務受託権及び回収サービス資産については回収予定期間における回収見込額に応じて償却しております。

#### (5) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸収入またはキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。通常の営業過程で販売する不動産や管理目的で使用する不動産は含まれておりません。当社グループは、投資不動産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

投資不動産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	償却方法
建物	4～39年	定額法

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。  
当期末における投資不動産の公正価値は、810百万円になります。

(6) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、毎期末日に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない又はまだ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位内の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずはその単位のれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

(7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を使用し、現在価値に割り引いております。

(8) 従業員給付

当社グループでは、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

(9) 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号に基づく金融収益を除き、IFRS第15号による以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

(a) サービシング・フィー売上

当社グループの住宅ローン事業では、債権管理回収に係るサービシング・フィー等は、サービシング業務提供時点において履行義務が充足されると判断しており、当該サービシング業務提供時点で収益を認識しております。

IFRS第9号に基づき認識される収益は以下のとおりです。

(b) オリジネーション・フィー売上

当社グループの住宅ローン事業では、住宅ローン商品の融資実行に係る事務手数料等を貸付実行日、即ち、当該ローンの当初認識時に認識しております。

(c) 貸付債権流動化関連収益

金融資産の消滅に伴って、もはや認識しない部分に配分された帳簿価額とその対価との差額を、譲渡時に貸付債権流動化関連収益として認識しております。

## 5. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を適用しております。

IFRS会計基準		新設・改訂の概要
IAS第21号	外国為替レート変動の影響	通貨が他の通貨と交換可能でない場合の要求事項を明確化

上記基準書の適用による当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

IFRS会計基準に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、他の情報源から直ちに明らかにならない資産及び負債の帳簿価額について、見積り、判断及び仮定の設定を行う必要があります。見積り及びそれに関する仮定は、関係が深いと思われる過去の経験及びその他の要素に基づいております。実績はこれらの見積りと異なる場合があります。

見積り及び基礎となる仮定は継続的に見直しており、会計上の見積りの修正は、修正した期間のみ影響を与える場合は修正が行われた当該期間に認識し、修正した期間及び将来の期間の双方に影響を及ぼす場合には当該期間及び将来の期間で認識しております。

以下は将来に関する主要な仮定及び事業年度末における見積りの不確実性の要因となる主な事項であり、これらは当連結会計年度及び翌連結会計年度以降に資産や負債の帳簿価額に対して重大な調整をもたらすリスクを含んでおります。

また、のれん及び金融商品の評価等において、将来の不確実性を織り込んでおります。

### (1) のれんの評価

当社グループが計上するのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。当該回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。使用価値は経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いて算定しております。事業計画は原則として5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報及び内部情報に基づき作成しております。成長率は資金生成単位が属する市場又は国の長期平均成長率を勘案して決定しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額は、24,464百万円であります。

### (2) 金融商品の公正価値

当社グループが保有する金融商品のうち住宅ローン債権の債権譲渡により生じた受益権（配当受領権）は、FVTPLの金融資産に分類しており、公正価値の評価においては、繰上償還率（CPR）、デフォルト率（CDR）を将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用し、割引率等についても一定の前提条件を設定しております。金融資産の公正価値の算定方法については「V 金融商品に関する注記 2. 金融商品の公正価値等に関する事項」に記載しております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用するCPR、CDRについては、外部第三者機関の公表データを参照して見積もっております。ただし、一部のパッケージローンについては、CPRの見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積もった調整を反映しております。

これについて、当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額は、受益権として計上した金額のうち、6,296百万円であります。

## II 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金 営業貸付金及びその他の金融資産	443百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	3,191百万円
3. コミットメントライン契約 コミットメントライン契約の総額 借入実行残高 借入未実行残高	50,500百万円 31,478百万円 <u>19,022百万円</u>
4. 極度借入契約 当座貸越極度額等の総額 借入実行残高 借入未実行残高	31,400百万円 8,900百万円 <u>22,500百万円</u>
5. 担保差入資産 借入金の担保に供している資産は以下のとおりであります。	
営業貸付金	16,917百万円
有形固定資産	1,691百万円
その他の資産	91百万円
計	<u>18,700百万円</u>
対応する債務は以下のとおりであります。	
短期借入金	10,050百万円
一年内返済予定の長期借入金	414百万円
長期借入金	3,603百万円
計	<u>14,068百万円</u>
6. 債務保証 住宅ローン等に対する保証債務	2,262百万円

## III 連結損益計算書に関する注記

その他の費用の内訳 雑損失	36百万円
計	<u>36百万円</u>

#### IV 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 44,712,170株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	887	20	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	888	20	2025年9月30日	2025年12月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	889	20	2026年3月31日	2026年6月24日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来しているもの。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 234,900株

## V 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは長期的かつ安定的な収益確保の観点から、金融リスク管理の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を構築・運営しております。当社グループは信用リスク、流動性リスク、市場リスク等のリスクにさらされております。

当社グループはこれらのリスクに対処するため、リスク管理担当役員及びリスク管理部門を設置・運用しており、明文化されたリスク管理規程等の定めに基づき、各種リスク管理手続を実施しております。特に、リスク管理の必要性が高い項目については、ERM委員会を適宜開催し、組織的なリスクの検証、対応策の検討を行った上で、取締役会にて承認を得る手続を実施しております。

#### (1) 信用リスク

##### (a) 信用リスクの概要

当社グループの信用リスクとは、「融資先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスク」と定義しております。

信用リスクの主な管理対象は、当社グループの住宅金融事業の融資業務により生じる住宅ローン債権、不動産担保ローン債権及び金融保証契約により生じる保証債務であります。

住宅金融事業の主力商品である「フラット35」については、融資実行と同時に住宅金融支援機構へと債権が譲渡されるため、通常信用リスクは発生いたしません。その他の住宅ローン債権についても、原則として流動化・証券化の手法を用いて信用リスクの分離・軽減が施されており、一部の商品については、住宅金融支援機構による債務保証を受けることで信用補完を行っております。これらの住宅ローン債権は主に低金利かつ担保を付した比較的安全な債権であり、さらに融資対象者を全国の個人顧客とすることでリスク分散が図られております。

当社グループのSBI信用保証株式会社が2025年4月より開始した住宅ローン保証事業では、経済環境の悪化等による代位弁済の増加や、不動産市況の悪化等による担保不動産価格の下落により、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの主力商品である不動産担保ローンについても、住宅ローン保証事業と同様に不動産市況悪化による担保不動産価格の下落や、融資先の業況悪化等により、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの住宅ローン保証事業では、AI技術による審査サービスを活用することで、精度の高い審査の実現と適切な与信判断、及び金融機関と協調した債権管理業務の実現により信用リスクの軽減に努めております。また、当社グループの不動産担保ローンでは、貸付時に担保不動産の評価を保守的に見積もるなど、厳格な審査及び途上与信管理に注力し、適切な信用リスク・コントロールの確保等リスクの軽減に努めております。

##### (b) 信用リスクに対する最大エクスポージャーの程度

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは連結財政状態計算書に表示される金融資産の帳簿価額及び住宅ローン等に係る金融保証契約の保証残高であります。

##### (c) 担保とその他信用補完を評価・管理する政策と手続

当社グループの保有する担保は、主力商品である住宅ローン及び不動産担保ローンの物的担保となる抵当権であり、当該抵当権の対象不動産の評価は社内及び証券化契約において設定した審査基準に基づいて行っております。担保提供者は主に住宅ローン債務者、不動産担保ローン債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」という。）であり、当該債務者等の属性についても上記審査基準を用いて適切な対象者であることを審査しております。当該抵当権は、一部の債権を除き、原則として第一順位の抵当権が設定されているため、債務者が債務不履行を起こした場合、目的物から優先的に弁済を受け取ることができません。

##### (d) 信用リスクの集中

###### 1) 国家別信用リスクの集中

当社グループの営業活動が日本国内でのみ行われているため、信用リスクを有している金融資産の国家別信用リスクは、全額日本に対する信用リスクであります。

###### 2) 格付け等級別の信用リスクの集中

当社グループは顧客に対して内部規定に従って信用度及び住宅の担保価値を評価して取引しており、各顧客に対する内部的な格付けを付与しないため、格付け等級別の記載は省略しております。

##### (e) 信用健全性

当社グループは、住宅を担保として取引をすることによって信用管理をしております。また、格付け評価を通じた信用リスク管理は実施しておりませんが、延滞日数に応じて信用リスクを評価しております。

## (2) 流動性リスク

当社グループは流動性リスク管理の主管部署として財務経理部を設置し、財務経理部は当社グループの主力商品である住宅ローン及び当該住宅ローンの前提となるつなぎ融資に必要な融資実行資金を確保するため、金融機関からの銀行借入枠の設定や資金調達を目的とした流動化・証券化のスキームの組成を行っております。財務経理部は予測したキャッシュ・フローと実際のキャッシュ・フローを観察し、適切な時期に銀行借入及び債権流動化を行うことで流動性リスクを管理しております。

### 流動性リスクの概要

#### 1) 流動性リスクの定義

当社グループの流動性リスクとは、「当社グループの財務内容の悪化等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しております。

#### 2) 流動性リスクの発生要因

当社グループの住宅ローン事業では、住宅ローンの融資実行が日々行われるため、日々資金需要が生じる一方、融資実行によって生じた貸付債権を住宅金融支援機構に譲渡した際の譲渡代金の入金日が毎月一定日に定められているため、資金需要日と入金日の相違が流動性リスクの発生要因となります。

#### 3) 日次ベースでの流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、財務経理部において必要な資金データの収集を行い、3営業日先までの資金需要を予測し、手元流動性の減少が予想される場合には、取引先から借入等を行うことで手元流動性を維持しております。

#### 4) 中長期での流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、中長期事業計画を定期的に検討することで、将来の流動性リスクの分析を行うとともに、定期的にERM委員会を開催しております。

#### 5) 取引金融機関との契約

当社グループは、流動性リスクの軽減を目的として、金融機関との間でコミットメントライン契約、タームローン契約、当座貸越契約並びに債権流動化契約等の流動性を補完するための契約を締結しておりますが、それらの契約には、財務制限条項が付されております。

## (3) 市場リスク

当社グループの市場リスクとは、「金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク」と定義しております。

当社グループの市場リスクの主な管理対象は貸付債権及び受益権であります。これらの金融資産のほとんどは流動化・証券化された長期固定金利の住宅ローン債権及びそれに裏付けられた受益権であります。この場合、貸付先である顧客から回収する利息と資金調達先に当たる投資家へ支払う配当は共に固定金利であり、金利のミスマッチによる市場リスクは限定されております。一方で、当社グループが保有する流動化・証券化されていない一部の住宅ローン債権については、市場金利の急激な変動により金融機関からの調達金利が大きく上昇した場合には、損失を被る可能性があります。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

### (1) 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、金融商品の公正価値の見積りにおいては、市場価値に基づく価額により見積っております。市場価格がない場合には、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な評価技法により見積っております。市場価格がない金融商品のうち受益権（配当受領権）については、繰上償還率（CPR）、デフォルト率（CDR）を将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用し、割引率等についても一定の前提条件を設定しており、レベル3に分類している受益権（配当受領権）については、繰上償還率（CPR）の見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積った調整を反映しております。

#### （売上債権、未収入金）

満期又は決済までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

(営業貸付金)

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

(預け金)

将来の返還期限を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

(受益権、預り金、その他の金融負債)

満期又は決済までの期間が短期のものは、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。満期又は決済までの期間が長期のものは、将来の返還期限を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法、若しくはファンドごと及び一定の期間ごとに区分し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法等により、公正価値を見積っております。当社グループが保有する金融商品のうち住宅ローン債権の債権譲渡により生じた受益権(配当受領権)の公正価値の評価においては、繰上償還率(CPR)、デフォルト率(CDR)を将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用し、割引率等についても一定の前提条件を設定しております。将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用するCPRについては外部第三者機関の公表データを参照して見積っており、レベル3に分類している受益権(配当受領権)については、CPRの見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積った調整を反映しております。

(その他の金融資産)

優先株式については、発行会社の財務予測に基づいたPER倍率等を用いて測定しており、投資事業有限責任組合への出資については、主として優先株式で構成される組合財産の公正価値を見積っております。

(社債)

一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて公正価値を見積っております。

(リース負債及び借入債務)

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入等において想定される利率で割り引いて公正価値を見積っております。なお、短期間で決済されるリース負債及び借入債務については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(2) 金融商品の分類及び公正価値

当連結会計年度末における金融商品の分類及び公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額			公正価値
	FVTPL	償却原価	合計	
金融資産				
売上債権	－	1,468	1,468	1,468
営業貸付金	79,316	53,170	132,487	132,333
受益権	31,058	4	31,063	31,236
預け金	－	134	134	134
未収入金	－	527	527	527
その他の金融資産	501	641	1,143	1,093
合計	110,877	55,948	166,825	166,794
金融負債				
預り金	－	6,868	6,868	6,865
リース負債	－	492	492	491
社債	－	11,377	11,377	11,238
借入債務	－	120,313	120,313	119,764
その他の金融負債	43,035	736	43,771	43,771
合計	43,035	139,787	182,823	182,131

(3) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格
- ・レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット
- ・レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

金融商品の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

(a) 当連結会計年度末における連結財政状態計算書において公正価値で測定されている金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売上債権	—	—	—	—
営業貸付金	—	73,020	6,296	79,316
受益権	—	24,762	6,296	31,058
預け金	—	—	—	—
未収入金	—	—	—	—
その他の金融資産	—	230	271	501
金融資産合計	—	98,013	12,863	110,877
金融負債				
預り金	—	—	—	—
リース負債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
借入債務	—	—	—	—
その他の金融負債	—	36,739	6,296	43,035
金融負債合計	—	36,739	6,296	43,035

1) レベル3に分類される公正価値測定に関する情報

レベル3に分類される金融資産は、受益権（配当受領権）及び負債性金融商品への投資であります。受益権（配当受領権）については、繰上償還率（CPR）の見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積った調整を反映しております。負債性金融商品のうち、優先株式については、発行会社の財務予測に基づいたPER倍率等を用いて測定しており、投資事業有限責任組合への出資については、主として優先株式で構成される組合財産の公正価値を見積った上で、その持分相当額を公正価値として測定しております。

2) レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高までの変動は下記のとおりであります。

(単位：百万円)

	営業貸付金	受益権	その他の金融資産	その他の金融負債
期首残高	6,823	6,823	256	6,823
購入	809	809	43	809
利得及び損失合計	△303	△303	△27	△303
純損益（注）	△303	△303	△27	△303
償還	△1,034	△1,034	△2	△1,034
期末残高	6,296	6,296	271	6,296
期末で保有する資産に関連する未実現損益の変動に起因する額	—	—	△3	—

(注) 未実現損益の変動額であり、連結損益計算書の営業収益及びその他の費用に含めております。

3) 公正価値の評価技法及びインプット

レベル3に分類された受益権（配当受領権）の評価技法として、主に割引キャッシュ・フロー法を採用しております。その評価技法及びインプットである繰上償還率（CPR）は以下のとおりであります。

評価技法	観察可能なインプット	観察可能なインプットに対する調整
割引キャッシュ・フロー法	外部第三者機関の公表データ	過去実績等を勘案して合理的に見積った調整
	2026年3月31日	2026年3月31日
	5.15%~5.60%	4.90%~5.35%

繰上償還率（CPR）が上昇した場合、受益権（配当受領権）の公正価値は減少する関係にあります。

4) 感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

(b) 当連結会計年度末における連結財政状態計算書において公正価値で測定されていない金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売上債権	—	1,468	—	1,468
営業貸付金	—	39,017	13,999	53,016
受益権	—	—	178	178
預け金	—	134	—	134
未収入金	—	527	—	527
その他の金融資産	—	584	7	592
金融資産合計	—	41,733	14,184	55,917
金融負債				
預り金	—	6,865	—	6,865
リース負債	—	491	—	491
社債	—	11,238	—	11,238
借入債務	—	119,761	3	119,764
その他の金融負債	—	736	—	736
金融負債合計	—	139,093	3	139,096

なお、レベル間の振替を生じさせる事象又は状況は生じておりません。

評価プロセス

レベル3に分類している金融商品については、社内規定に基づき、公正価値を測定しております。対象となる金融商品のリスク、特徴及び性質を適切に反映できる評価技法とインプットを採用しております。

## Ⅵ 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解

#### 一般情報

当社グループの事業内容は、長期固定金利の「フラット35」をはじめ、変動金利や固定金利選択型住宅ローンの貸付、回収及びこれに付帯する各種保険の販売等であり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、報告セグメントは単一となっております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益	
オリジネーション関連収益	
融資実行関連業務（注1）	9,496
融資実行関連業務計	9,496
リカーリング収益	
債権管理回収業務	4,069
保険関連業務	4,061
その他	769
リカーリング収益計	8,900
アセット・その他収益	
受取利息（注2）	3,350
FVTPLの金融商品から生じる利得又は損失	1,101
その他	2,237
アセット・その他収益計	6,689
営業収益合計	25,086
顧客との契約から認識した収益	11,137
その他の源泉から認識した収益	13,949
営業収益合計	25,086

(注) 1. 融資実行関連業務は、FVTPLの金融商品から生じるものであります。

2. 営業収益の受取利息は、償却原価で測定される金融資産から生じるものであります。

### 2. 契約残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。

(単位：百万円)

	2025年4月1日	2026年3月31日
顧客との契約から生じた債権	523	589
契約負債	762	873

(注) 当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は762百万円であります。

## Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社の所有者に帰属する持分	:	947円35銭
基本的1株当たり当期利益	:	40円59銭
希薄化後1株当たり当期利益	:	40円58銭

**VIII 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**IX その他の注記**

該当事項はありません。

# 計算書類

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計				
2025年4月1日 残 高	6,000	10,988	4,450	15,439	4,879	4,879	△544	25,774	125	25,899
事業年度中の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△1,775	△1,775	-	△1,775	-	△1,775
当期純利益	-	-	-	-	674	674	-	674	-	674
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△73	△73	-	-	150	77	△7	69
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )	-	-	-	-	-	-	-	-	23	23
事業年度中の 変 動 額 合 計	-	-	△73	△73	△1,100	△1,100	150	△1,023	15	△1,008
2026年3月31日 残 高	6,000	10,988	4,377	15,365	3,778	3,778	△393	24,750	140	24,891

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式：移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～15年
器具備品	4～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。なお、のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間20年の定額法によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっており、サービシング業務受託権については、見積耐用年数にわたって級数法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を個別に設定する定額法を採用しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間（3年間）にわたり利息法で償却しております。

#### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 5. 収益の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) サービシング・フィー売上

債権管理回収に係るサービシング・フィー等は、サービシング業務提供時点において履行義務が充足されると判断しており、当該サービシング業務提供時点で収益を認識しております。

金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）に基づき認識される収益は以下のとおりです。

##### (2) オリジネーション・フィー売上

住宅ローン商品の融資実行に係る事務手数料等を貸付実行日、即ち、当該ローンの当初認識時に認識しております。

##### (3) 貸付債権流動化関連収益

金融資産の消滅に伴って、当社に残存することになる回収サービス権又は配当受益権の評価額を譲渡時に貸付債権流動化関連収益として認識しております。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある、将来に関する仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、以下のとおりです。

### (1) のれんの評価

のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り償却期間20年の定額法で償却しており、期末残高については、減損の兆候の有無を每期確認しております。当事業年度の計算書類に計上した金額は、10,522百万円であります。

### (2) 債権譲渡に係る未収収益

住宅ローン債権の債権譲渡により生じた受益権（配当受益権）は、譲渡時に時価で未収収益として認識しており、時価の評価においては、繰上償還率（CPR）、デフォルト率（CDR）を将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用し、割引率等について一定の前提条件を設定して行っております。

将来キャッシュ・フローの見積りのインプットとして使用するCPR、CDRについては、外部第三者機関の公表データを参照して見積もっております。ただし、当社の一部のパッケージローンについては、CPRの見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積もった調整を反映しております。

これについて、当事業年度の計算書類で計上した金額は、未収収益として計上した金額のうち、5,234百万円であります。

## II 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	206百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	2,632百万円
短期金銭債務	33百万円
3. コミットメントライン契約	
コミットメントライン契約の総額	42,900百万円
借入実行残高	25,000百万円
借入未実行残高	17,900百万円
4. 極度借入契約	
当座貸越極度額の総額	16,000百万円
借入実行残高	2,000百万円
借入未実行残高	14,000百万円

## III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	15百万円
金融費用等	5百万円
販売費及び一般管理費	11百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	37百万円
受取賃貸料	7百万円
その他	21百万円

## IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数  
普通株式 259,860株

## V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	54百万円
未払費用	107百万円
未払賞与	87百万円
貸倒引当金	140百万円
未収収益否認額	559百万円
減損損失	48百万円
資産除去債務	52百万円
その他	101百万円
繰延税金資産小計	1,152百万円
評価性引当額	△57百万円
繰延税金資産合計	1,095百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△22百万円
繰延税金負債合計	△22百万円
繰延税金資産の純額	1,072百万円

## Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所 有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
子会社	S B I エ ス テ ー ト フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	2,600	関係会社 短期貸付金	2,600
同一の親会 社を持つ会 社	新生信託 銀行株式 会社	—	債権譲渡等	住宅ローン 債権流動化 (注2)	6,477	—	—
同一の親会 社を持つ会 社	新生信託 銀行株式 会社	—	債権譲渡等	準備金の信 託 (注3)	1,108	長期預け金	1,108

(注1)資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

(注2)住宅ローン債権流動化につきましては、住宅ローン融資実行金額や市場金利を参考に契約により決定しております。

(注3)準備金の信託につきましては、債権流動化にあたり準備金必要額を契約により決定しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	吉村 猛	被所有 直接0.0%	代表取締役 会長	譲渡制限付 株式の割当	7	—	—
役員	伊久間 努	被所有 直接0.0%	代表取締役 社長 CEO兼COO	譲渡制限付 株式の割当	15	—	—
役員	高橋 和彦	被所有 直接0.0%	取締役	譲渡制限付 株式の割当	5	—	—

（注）譲渡制限付株式報酬制度に基づき、2025年6月24日開催の当社取締役会決議により割当てられた譲渡制限付株式であります。なお、取引金額については、2025年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である795円より算定しております。

## Ⅶ 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益の計上基準」に記載のとおりです。

## Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 : 556円79銭  
 1株当たり当期純利益 : 15円19銭  
 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 : 15円19銭

## Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## X その他の注記

該当事項はありません。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

SBIアルヒ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井 亮

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬淵 直樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBIアルヒ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、SBIアルヒ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

SBIアルヒ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井 亮

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬淵 直樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBIアルヒ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

SBIアルヒ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	馬場	康弘	印
監査等委員	柳澤	美佳	印
監査等委員	角野	里奈	印

(注) 常勤監査等委員 馬場康弘、監査等委員 柳澤美佳、監査等委員 角野里奈の3名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上